

本プロポーザルは、令和7年度津花火大会実行委員会予算成立を前提とした準備行為であり、当該予算が成立しない場合は無効とする。

第72回津花火大会 2025花火打上業務

～ 業務仕様書／プロポーザル実施要領／企画提案書等作成基準 一式 ～

1	花火打上業務仕様書	3
1.1	業務名	3
1.2	業務場所	3
1.3	実施日	3
1.4	業務内容	3
1.5	業務期間	4
1.6	業務履行条件	4
1.7	留意事項	4
2	基本業務内容	6
2.1	契約金額	6
2.2	打上時間	6
2.3	打上発数	6
2.4	打上構成	6
2.5	海上花火の導入	7
2.6	その他.....	7
3	津花火大会花火打上業務プロポーザル実施要領	8
3.1	業務概要	8
3.2	予算(見積限度額)	8
3.3	実施形式	8
3.4	参加資格	8
3.5	プロポーザル実施スケジュール(予定).....	10
3.6	質問及び回答	10
3.7	関係書類の提出	11
3.8	審査方法及び基準	11
3.9	審査結果	12
3.10	情報公開基準	12
3.11	その他.....	13
4	津花火大会花火打上業務企画提案書等作成基準	15
4.1	提出書類一覧	15

4.2	提出方法	16
4.3	企画提案書等の記載内容	16
5	問合せ先及び提出先	17
6	参照資料	18
6.1	花火打上図面	18
6.2	台船図面	19
6.3	審査項目及び配点	20
6.4	企画提案書等の記載要領	21
6.5	見積書の記載要領	22

1 花火打上業務仕様書

1.1 業務名

第72回津花火大会2025花火打上業務

1.2 業務場所

阿漕浦海岸・御殿場海岸沖

ただし、以下の点に留意すること。

(1) 打上場所について

阿漕浦海岸沖南方とするが、最終的な打上場所については、業務委託契約締結後、台船事業者及び花火打上事業者等との協議において決定するものとする。

※ 6.1 花火打上図面 (P18) 参照

(2) 打上用台船について

海上での打ち上げになるため、打上用台船(以下、「台船」という。)は、発注者が1台用意する。台船への花火積込み場所は、JFEエンジニアリング株式会社津製作所構内において行うこととする。

※ 6.2 台船図面 (P19) 参照

1.3 実施日

令和7年7月26日(土)(予定)

また、以下の点に留意すること。

(1) 荒天時の延期について

台風等の荒天時は、翌日に順延(最長7月28日(月)まで)するものとする。

1.4 業務内容

別紙「2 基本業務内容」(P6)に従い提案すること。ただし、協賛金の多寡に応じて打上時間・打上発数・シリーズ数等を変更する必要があるため、協賛金の多寡による予算額の増減に伴う対応も提案するものとする。

なお、最終的な内容は、協賛金の収入見込みや提案事業者による提案内容を勘案し、業務委託契約締結後、双方協議の上決定するものとする。

1.5 業務期間

契約締結日から令和7年8月31日まで

1.6 業務履行条件

委託業務の受注者は、当該業務の履行に際し、あらかじめ以下の内容を踏まえた作業計画について、発注者に説明を行い、承諾を得るものとする。

- (1) 受注者は、業務の進捗状況について、発注者の求めに応じ説明を行い、承諾を得なければならない。
- (2) 本仕様書に明示がなくとも、業務遂行上、当然必要と認められる事項については、受注者の責任において処理するものとする。
- (3) 契約金額について、協賛金の収入見込みに増減があった場合、提案内容を勘案し、変更契約で対応するものとする。
- (4) 台船の使用が不可能となった場合、阿漕浦中防波堤上での実施を予定している。その際、防波堤上での実施に係る費用は、契約変更等で対応するものとする。
- (5) 前各号のほか、委託業務の履行条件については、委託契約締結後であっても、発注者、受注者が協議を行い、定めることができるものとする。

1.7 留意事項

- (1) 打ち上げに使用する花火は、火薬類取締法に基づき製造した花火を使用すること。
- (2) 業務に従事する花火師は、社団法人日本煙火協会が発行する煙火消費保安手帳又は煙火打揚従事者手帳を所有し、かつ、前年度の保安教育講習の受講を修了している者とする。
- (3) 受託後、花火打ち上げに係る業務について、届出、事前準備等全ての準備作業において、受注者負担とし、法的遵守事項を満たすこと。
- (4) 当日又は翌日以降の日において、観客や周辺住民、若しくはヨットオーナーからの花火玉、打ち上げに関する苦情、賠償請求があった場合は、受注者の責任をもって解決すること。
- (5) 業務の遂行にあたっては、安全対策に十分配慮すること。

- (6) 受注者は、委託業務の処理にあたり、万一事故が発生したとき又はそのおそれがあるときは、被害を最小限に防止するため必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者へ連絡し、その指示を受けなければならない。
- (7) 委託業務を行うことにより知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。

2 基本業務内容

2.1 契約金額

15,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

- (1) 業務委託契約締結後、協賛金の収入見込みに応じ変更する場合は、双方協議の上決定するものとする。

2.2 打上時間

午後8時5分から午後9時までの55分間

ただし、午後8時にウェルカム花火を1発打ち上げるものとする。

- (1) 業務委託契約締結後、協賛金の収入見込みに応じ変更する場合は、双方協議の上決定するものとする。

2.3 打上発数

5,000発以上

- (1) 業務委託契約締結後、協賛金の収入見込みに応じ変更する場合は、双方協議の上決定するものとする。
- (2) 全体として7号玉以上の大玉を数多く盛り込み、見ごたえのある構成とすること。最低でも10号玉以上の玉は打ち上げること。

2.4 打上構成

9～10シリーズ

- (1) 予算限度額の範囲において、花火構成（打上発数、号数、種類、構成など）をプロポーザル審査委員会において提案し、その提案に基づいた花火打ち上げを行うこと。
- (2) 各シリーズ独自の構成とすること。
- (3) 業務委託契約締結後、協賛金の収入見込みに応じ変更する場合は、双方協議の上決定するものとする。

2.5 海上花火の導入

海上花火を1シリーズ企画すること。

- (1) 海上花火実施時に使用する船舶は受託者で手配を行うこと。

2.6 その他

花火の特徴、アピールポイント等、当日の場内アナウンスで紹介できる原稿を100文字から200文字でシリーズごとに作成すること。

3 津花火大会花火打上業務プロポーザル実施要領

3.1 業務概要

- (1) 件名
第72回津花火大会2025花火打上業務
- (2) プロポーザルの目的
大正時代から続く、津市の夏の風物詩である「津花火大会」を多くの企業・市民等の協賛のもと開催する。そこで、「津花火大会」の花火打上業務について、専門的な知識と経験を有するものから提案を募集し、最も優れた提案をした者に打上業務を委託する。
- (3) 業務内容
「花火打上業務仕様書」(P3)を参照

3.2 予算(見積限度額)

予算(見積限度額)は、下記のとおりとする。

15,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※ 当業務に係る全ての経費とその内容を記載すること。

※ 協賛金の多寡により、上記の金額から増額又は減額する場合がある。

3.3 実施形式

公募型プロポーザル方式

3.4 参加資格

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、次のア～エの書類を「津花火大会花火打上業務企画提案書等作成基準」(P15)に記載のとおり準備し、提出期限である1月16日(木)までに提出すること。
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
 - イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (8) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと
- (9) 常時雇用関係があり、かつ本業務の内容と同種または類似の業務について、それらすべての実務経験を3年以上有する業務責任者を配置できる者であること。
- (10) 煙火消費保安手帳所持者（又は煙火打揚従事者手帳）及び火薬類保安手帳所持者を、関係諸法令に従い、適正人数を配置できる者であること。
- (11) 煙火消費時に第三者に与えた花火による事故の損害を補てんする保険（打揚災害賠償責任保険等）に加入すること。
- (12) 海上での打ち上げ及び荒天等延期時の対応に伴う火薬保管庫確保の観点から、延期時に火薬類を保管できる火薬庫あるいは安全な場所に、関係諸法令に従った手続を行い移動させることが可能であること。提案時に、荒天等による延期時の処置方法について、具体的な提案を行うこと。

3.5 プロポーザル実施スケジュール(予定)

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。審査（プレゼンテーション）の詳細については、後日通知する。

質問書の期限	令和7年1月10日(金) 午後5時
質問書の回答期限	令和7年1月15日(水) 午後5時
参加申込届・宣誓書の提出期限	令和7年1月16日(木) 午後5時
参加資格審査結果通知	令和7年1月20日(月) 午後5時
企画提案書等の提出期限	令和7年1月24日(金) 午後5時
審査（プレゼンテーション）	令和7年1月30日(木)
審査の結果通知	審査後速やかに

3.6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出方法

質問書（様式不問）を作成し、FAXにより提出すること。FAXの件名は「津花火大会花火打上業務に係る質問」とし、内容を簡潔に記載すること。（FAX：059-229-3335）なお、電話等による質問は一切受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年1月10日(金) 午後5時 必着

(3) 提出先

津花火大会実行委員会事務局（津市商工観光部観光振興課内）

FAX：059-229-3335

(4) 回答方法等

令和7年1月15日(水) 午後5時までに回答を津花火大会公式ホームページ(<http://tsu-hanabi.info>)に掲載する。なお質問者名は公表しない。

3.7 関係書類の提出

(1) 関係書類の作成

関係書類の作成については、「津花火大会花火打上業務企画提案書等作成基準」(P15)に基づき作成し、提出期限までに提出すること。

なお、提出された書類の返却は行わない。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出期限

令和7年1月24日（金）午後5時 必着

(4) 提出先

津花火大会実行委員会事務局（津市商工観光部観光振興課内）

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

3.8 審査方法及び基準

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たす参加者から企画提案書等の提出を求めた後、津花火大会花火打上業務公募型プロポーザル方式審査委員会において審査を行う。同点の場合は、審査委員会で協議の上、決定する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、審査を実施する。

(1) 審査の方法

審査の留意事項は、以下のとおりとする。

- ア 審査の際に参加できる人数は3名以内とし、時間設定は説明30分以内、質疑応答10分以内とする。
- イ 提出した企画提案書等を基にプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書等と異なる内容の説明や追加資料の配付は認めない。
- ウ パソコン、プロジェクター等、情報機器の使用は可能とするが、スクリーン、長机、椅子及び電源以外の機材等は提案者で用意すること。
- エ プレゼンテーション中は、社名等を伏せること。

(2) 審査の基準

審査項目及び配点は、「6.3 審査項目及び配点 (P20)」を参照すること。

3.9 審査結果

(1) 通知方法及び時期

審査結果は、参加者全員に対し、審査後速やかに書面により通知する。

(2) 契約手続等

審査により、最上位者として選定された最優先候補者を当該業務に係る随意契約見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行う。

(3) 留意事項

本プロポーザルは、令和7年度津花火大会実行委員会予算成立を前提とした準備行為であり、当該予算が成立しない場合は無効とする。

3.10 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件			○
選定条件			○
提案書類等	提案者名	×	○
	企画提案書等	×	○ (注1)
	見積書	×	△ (注2)

対象		契約締結前	契約締結後
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		○（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注4）	
選定結果		○	

○：開示、△一部開示、×不開示

（注1）企画提案書等及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注2）「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注3）契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

（注4）委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

3.11 その他

（1）必要経費の負担

企画提案書等の作成、プレゼンテーションへの参加等、本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とする。

（2）辞退の取扱い

参加申込届の提出後、審査の三日前までいつでも参加を辞退することができる。その場合は、書面（様式は問わない）の提出及び電話での連絡をすること。

（3）失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

ア 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合

イ 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていない場合

ウ 提出を求める必要書類等について、作成基準に違反する表現が記載されている場合

エ 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

オ 審査の公正を害する行為があった場合

カ 前各号で定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があると認められる場合

(4) 写真データ等の提供

最優先候補者となった者は、審査終了後、津花火大会実行委員会での説明及び外部への周知のために作成するPRチラシの基礎データとして、プレゼンテーション時に使用した写真等のデータを、事務局の求めに応じて速やかに提供すること。

4 津花火大会花火打上業務企画提案書等作成基準

4.1 提出書類一覧

(1) 参加申込関係等 各1部

- ア 参加申込届
- イ 実務経験者の雇用を証明できる書類
- ウ 煙火消費保安手帳及び火薬類保安手帳の写し
- エ 国税の未納の税額がないことの証明書
- オ 都道府県民税及び市町村税の完納証明書
- カ 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
- キ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
- ク 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ケ 印鑑(登録)証明書

※ エ～ケについては、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は省略できる。

(2) 宣誓書

(3) 企画提案関係
提出部数等

項目	部数	備考
企画提案書（様式自由） （「6.4.企画提案書の記載要領」参照）	12部	社名を記載したもの1部 社名を記載しないもの11部
別紙1 第72回津花火大会2025プログラム表 別紙2 実績調書 別紙3 当日の組織構成及び従事者名簿 別紙4 所在地・従業員調書	12部	社名を記載したもの1部 社名を記載しないもの11部
過去5年以内の受託実績証明書 （契約書の写し等）	1部	1部
見積書 （「6.5.見積書の記載要領」参照）	12部	社名を記載したもの1部 社名を記載しないもの11部

4.2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

4.3 企画提案書等の記載内容

企画提案書等の提出は、1者につき1提案とする。

また、「津花火大会花火打上業務プロポーザル実施要領」に掲げる審査の基準を考慮し、記載する内容は「6.4 企画提案書等の記載要領（P21）」を参照すること。

5 問合せ先及び提出先

津花火大会実行委員会事務局（津市商工観光部観光振興課内）

担 当：岸江、杉本

住 所：〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号

電 話：059-229-3234

F A X：059-229-3335

E-mail：229-3170@city.tsu.lg.jp

6 参照資料

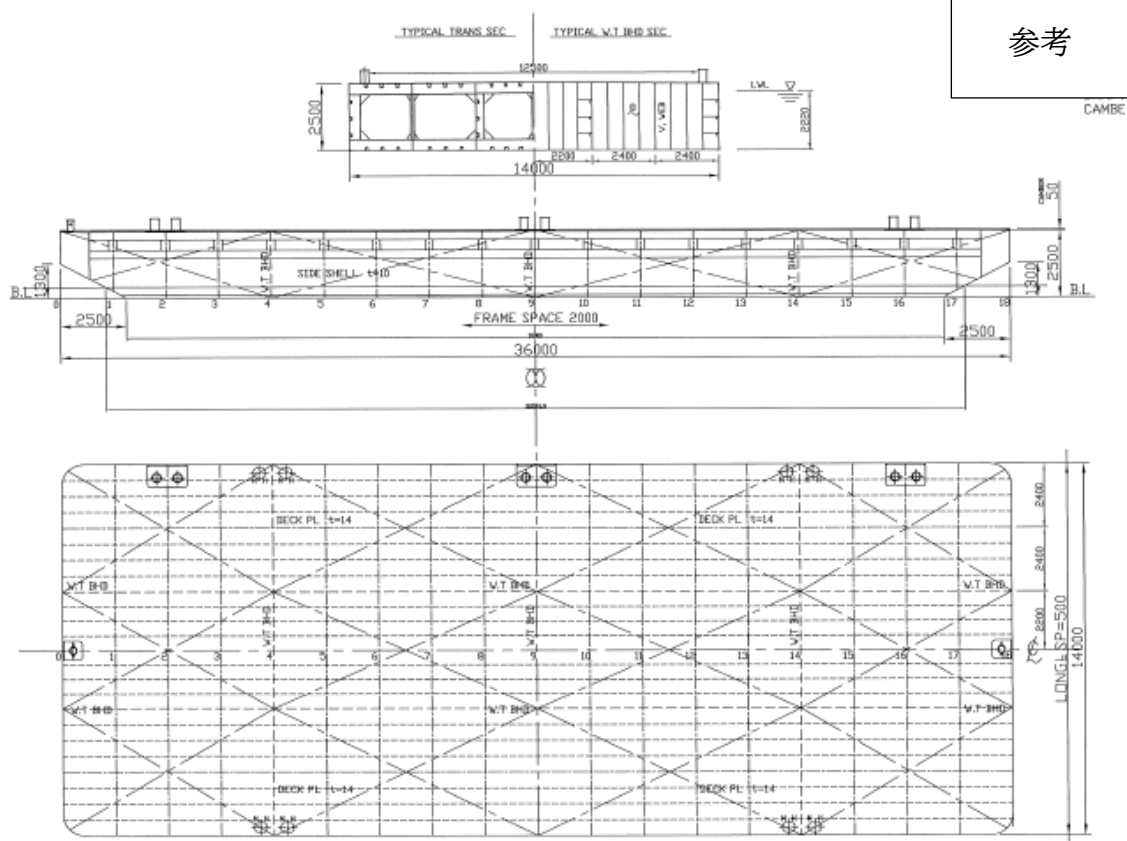
6.1 花火打上図面

最終的な打上場所については、台船事業者及び花火打上事業者等との協議において決定する。



6.2 台船図面

当実行委員会において、下図と同様の台船（1台）の手配を行う。



6.3 審査項目及び配点

項目	内容	配点
花火について	① 打上発数、シリーズ構成等は魅力的な提案がなされているか。 ② 海上花火の打ち上げは魅力的な演出であるか。 ③ 花火の演出は、迫力のある提案となっているか。 ④ 協賛金の多寡による予算額の増減に伴う対策は、実現可能で魅力的な提案となっているか。 (各 10 点)	50
	⑤ 使用する花火玉は信頼できる品質か。 ⑥ 提案内容は、新規性・独自性・地域性などの観点から企画されているか。 (各 5 点)	
安全対策・危険予防	① 加入している保険の内容は十分なものか。 ② 従事者に対する十分な安全対策が提案されているか。 ③ 周辺に対する十分な安全対策が提案されているか。 ④ 観客に対する十分な安全対策が提案されているか。 ⑤ 海上での打ち上げを考慮した安全対策が提案されているか。 ⑥ 荒天時等の花火玉の保管方法等は的確か。 ⑦ その他、安全対策において優れた提案がなされているか。 (各 5 点)	35
提案会社に関すること	① 花火大会の打上実績について（湖上、海上など水上での打ち上げの有無も記載すること） ② 花火大会での事故歴について ③ 提案者は、提案内容を明確に説明し、質問等に対して的確に対応できているか。 ④ 提案者は、会場について十分な知識を持って提案しているか。 ⑤ 組織体制は、業務を確実に履行できるものとなっているか。 ⑥ 提案会社及び煙火打上会社は津市内に本店又は支店若しくは営業所を所有し、津市内在住者の従業員の雇用があるか。 (各 5 点)	30
見積書	① 提案内容に示された見積額の優位性はあるか。 ② 提案内容に事業者の取組意欲は感じられるか (各 5 点)	10
合計		125

6.4 企画提案書等の記載要領

項目	内容
花火について	<ul style="list-style-type: none"> ● 打上発数、シリーズ構成、タイムスケジュール等について <ul style="list-style-type: none"> ・「別紙1」のプログラム表を用い、打ち上げのタイムスケジュール及び花火玉の号数をそれぞれ記載すること ・仕掛け花火等、特殊花火を実施する際は、発数の内訳を明記すること ● 海上花火について ● 花火玉の品質、信頼性等について ● 協賛金の多寡による予算額の増減に伴う対策の提案について ● その他、新規性、独自性、地域性等のセールスポイントについて
安全対策・危険予防	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故等に対する保険内容について ● 従事者に対する安全対策について ● 周辺に対する安全対策について ● 観客に対する安全対策について ● 海上での打ち上げを考慮した安全対策について ● 荒天等による延期時の花火保管方法等について <ul style="list-style-type: none"> ・花火大会会場から安全に火薬類を移動し保管するための保管場所、移動手段、関係諸法令の許可取得について ・打ち上げまでの花火の設置、待機場所がJ F Eエンジニアリング株式会社津製作所の構内であるため、安全及び花火保護等の観点から荒天時には同所から搬出し、法律上認められた安全な場所に保管すること ● その他、アピールできる安全対策について
提案会社に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年間の花火大会での打上実績について <ul style="list-style-type: none"> ・「別紙2」の形式を用いること ・大会規模、発数、ロケーション、水上での打ち上げ実績等も記載すること ● 過去5年間の事故歴について（経済産業省が定める火薬類事故措置マニュアルにおけるA級及びB級事故に該当するもの） <ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況、原因、その後の対応について記載すること ● 当日の人員配置について <ul style="list-style-type: none"> ・「別紙3」の形式を用いること ● 所在地・従業員 <ul style="list-style-type: none"> ・提案会社及び煙火打上会社は津市内に本店又は支店若しくは営業所を所有しているか ・津市内在住者の従業員の雇用があるか ・「別紙4」の形式を用いること

6.5 見積書の記載要領

項目	内容
見積書	<ul style="list-style-type: none">● 申請書作成等諸経費、打上費用、第三者賠償保険、その他当業務に係る全ての経費（消費税及び地方消費税を含む）とその内訳について● 見積額は、15,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とし、当業務に係る全ての経費とその内容を記載すること。

(以下余白)